

民法における法人の権利

－ 憲法学との対話 －

和田 真 一

はじめに

1 憲法学での問題状況

法人をめぐる憲法学での重要な論点は、法人の人権享有主体性の問題である¹⁾。歴史的には基本的人権は自然人の権利として承認されてきたものであることは事実である。かつて、法人は常に自然人を通じて行動するものであるとして、法人の人権享有主体性を否定する見解もあった²⁾。今日では法人の団体的組織的活動の全てを個人に分解することは実態にもそぐわないとして、法人の人権享有主体性を肯定するのが一般的である。最高裁も、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきである」としている（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁〔以下昭45.6.24民集24-6-625と省略する〕「八幡製鉄政治献金事件」）。

その場合でもさらに、法人がどのような基本的人権について、どの程度享有すると考えるべきかが問題となる。範囲について争いがあるのは、生命・自由・幸福追求権（憲法13条）や精神的自由権である。幸福追求権との関係では、名誉やプライバシー、精神的自由との関係では宗教法人の信教の自由や、学校法人の学問の自由を認めることの是非が論じられている。これに対して、法の下の平等（14条）、財産権や居住・移転の自由、営業の自由のような経済的自由権（23条、29条）、請願権（16条）、国家賠償請求権や裁判を受ける権利のような受益権（17条、32条）、法定手続の保証（31条）、住居の不可侵（35条）、公平な裁判所の迅速な公開裁判などの権利（37条）を法人が享有することに

については異論はなく、他方、一定の人身の自由（憲法18条、33条、34条、36条）や生存権（25条）を享有しないことについても問題がないとされる³⁾。

法人がある基本的人権を享有し得るとしても、自然人の場合とは異なり、特別な制約・限定を受けうるとされている。例えば、「八幡製鉄政治献金事件」で問われた企業の政治献金の自由をめぐる議論、最判平成8.3.19民集50-3-615「南九州税理士会政治献金事件」や最判平成14.4.25判時1785-31「群馬司法書士会阪神大震災復興支援事件」での団体とその構成員の自由との抵触や矛盾に起因する制約の議論などである。

2 民法学での問題状況

憲法学では法人格のある法人とそれがない団体とはあまり区別して論じられていない。民法では自然人のほかにいかなる「人」を権利義務の主体として認めるのがまず問題であった。今日でも民法上の法人は公益法人に限られている。これよりはるかに多数の営利を目的とする会社という法人を商法が認め、そのほか特別法による特殊法人など様々な法人がある。戦後、公益でも営利でもない引揚者更生生活協同組合杉並支部（最判昭和39.10.15民集18-8-1671）や留日華僑北省同郷連合会（最判昭和47.6.2民集26-5-957）、東北食品栄養協会（最判昭和48.10.9民集27-9-1129）のような団体に法人格が認められないかが争われてきた。いわゆる「権利能力なき社団」をめぐる議論である。これは、民法が法人法定主義（民法33条）を原則とし、公益法人についてはかなり限定的な態度をとる一方、商法が会社について自由に法人の設立を認めていることとの間を埋める議論でもあった。この問題は、最近の中間法人法の制定によって一定の立法的解決が図られたが、学説では、法律の定めがなくとも団体としての実体があれば法人格を認めてもよいとするものもある⁴⁾。

ともかく法人格が認められた以上は、民法上は自然人と同じ法主体とみなされるわけであるが、法人ゆえの本質的制約がある。親族法上の行為、例えば婚姻や養子縁組は法人には考えられない。法人が被相続人になったり相続人にな

ることもないので、相続法にも法人はほとんど関係ない。法人も遺贈を受ける場合があるのと、相続人の存否が明らかでない場合に相続財産が法人とされる（民法951条）くらいである。取引行為について、自然人の権利も多くの法令によって制限を受けているが、法人にも会社は他の会社の無限責任社員となることができない（商法55条）といった特有の制限を伴うことがある。より自然人と際立った相違は、民法43条の法人の目的による制限である。前出の「八幡製鉄政治献金事件」や「南九州税理士会政治献金事件」「群馬司法書士会震災復興支援金事件」は、民法学では、本条の解釈に関する判例として著名である。この点について で検討する。法人の不法行為については、民法44条の規定があるのみである。法人が不法行為被害者となることもあるが、権利主体である以上、例えばその所有権が侵害されればそれによって生じた損害の賠償請求権を有するのは自然人と変わりがないので（民法709条）、特別の規定はない。ただし、法人の人格権の保護については問題がある。人格権という権利概念を民法典自体は知らず、710条と723条に「名誉」という言葉が見られる程度である。人格権の保護は、法創造によってとりわけ戦後に急速に発展してきた領域である。そのプロセスで、法人にも人格権の類が認められるのかどうかという問題は生じるはずであった。実際にはそのような議論は現在まで行われておらず、かろうじて法人の名誉に限って議論があった程度である。この法人の名誉保護について で取り上げる。

法人の行為の目的による制限

1 問題の所在

民法43条は、法人は、法令の規定に従い、定款又は寄付行為に因って定められた目的の範囲内において、権利を有し義務を負うと定める。民法起草者の一人である穂積陳重によりイギリス法のウルトラ・ヴァイレス（ultra vires）法理が取り入れられたものとされている⁵⁾。法人、とりわけ株式会社の活動をその

定款の目的内に留めるための法理であり、その後、株式会社が資本主義社会の経済活動の中心的役割を担うようになってからは、できるかぎり民法43条を広く解釈する経過をたどった。その一つは、43条が制限しているのは法人の権利能力（権利や義務を享有できる範囲）の問題ではないという理解であり、もう一つは、定款の目的をできるだけ広義に解するという方向である⁶⁾。

2 制限の対象

まず制限の対象をどのように把握するかに係る諸説を見よう。

権利能力制限説

43条は法人の権利能力を制限するものにほかならないと見る見解である。たとえば、公益法人の理事が、私用目的で法人の名で借金をしたような場合、その行為が代表権の濫用であるなどと論じる余地はなく、そもそも法人の目的の範囲外の行為なので、法人がそのような行為から生じた権利義務を負担することは不可能であり、それを負担しようとした行為は無効にならざるを得ないとする立場である⁷⁾。法人は定款で定められた目的の範囲内でのみ権利を有するとする法人擬制説と親近性があるが、論理必然的にそうであるというわけではなく、法人実在説を採る立場からも権利能力制限説は根強く主張されてきた⁸⁾。判例も権利能力制限説に立つものと見られる。当然に無効という結論は、公益法人ならばともかく、営利法人の場合にでも本当に法人や社員の利益となるのか（追認の余地を認めるべきではないか）、また取引相手方の保護に欠けるのではないかという批判を生じ得る。最後の点について権利能力制限説からは、法人の目的は法人登記に公示されているので取引の安全に欠けるところはないと主張されている⁹⁾が、現実的とは言えない。

行為能力制限説

行為能力制限とはいうが、自然人の行為能力制限（未成年や成年被後見人などの取消し得る行為）とは異なる概念である。法人の権利能力は法人の性質と法令による制限以外にはありえず、目的による制限は法人ができる行為の範囲

を制限したものであるとする見解である¹⁰⁾。

代理権制限説

権利や義務の性質種類ではなく、法人の目的による制限であるため、法人の能力の制限という考え方がそもそもなじまないとし、43条の趣旨は法人を代表して実際に取引を行う理事の代表権を制限したものに過ぎないと見る考え方であり、有力説である¹¹⁾。この見解では、法人の目的以外の行為を理事が行ったとしても、そこから発生する権利義務が法人に帰属し得ないというわけではない。ただ、取引相手方は民法54条の理事の代理権に加えた制限を善意の第三者に対抗することができないとする規定により保護され、法人内部では理事の義務違反の問題として処理されることになる。

内部責任説

主に会社を念頭におきつつ商法では有力に主張されている見解である。民法43条は法人の代表機関の法人に対する内部的な義務を定めているものに過ぎず、代表機関によって目的外の行為が行われたとしても代表機関の法人に対する内部的責任が生じるだけで、行われた行為自体は法人との関係でも相手方との関係でも有効だとする見解である¹²⁾。対外的な、取引の安全を最も重視した見解と言える。

3 目的の範囲

2で見た制限の対象をどのように見るのかという問題と、民法43条の目的の範囲を広狭いかに解釈するかという問題は切り離すことができない。民法43条により代表権の制限が行われるという説に立ったとしても、会社については目的の範囲を非常に広げて考えてよいという立場に立つならば、代表機関が目的の範囲外の行為してしまうことはほとんどなくなり、内部責任説に近い結果になるからである。奨学財団の奨学金支給やバス会社のバス運行により収益を上げる行為など、直接の目的達成行為が目的の範囲内であることはいうまでもない。ここで問われるのは、法人の目的の達成に必要な行為の範囲である。判

例に現れた問題になる行為は以下のようなものである。

営利法人の場合

会社の目的は定款の絶対的記載事項であり（商法166条1項）目的は事業内容を客観的に正確に確定できる程度に具体的でなければならない。複数が列挙されていたり「その他これに附帯する事業」といった文言が表示されていることは差し支えない¹³⁾。

「八幡製鉄献金事件」判決への先鞭をつけたのは、営利法人の目的外「取引行為」ではないかが争われた次の判例であった。まず、不動産その他の財産を保存して運用利殖を図ることを目的とする社団が宅地建物を売却したことが社団の目的外の行為ではないかとして争われた事件で、「仮りに定款に記載された目的自体に包含されない行為であっても目的遂行に必要な行為は、また、社団の目的の範囲に属するものと解すべきであり」、その目的遂行に必要なかどうかの判断は、「問題となっている行為が、会社の定款記載の目的に現実に必要であるかどうかの基準によるべきではなくして定款の記載自体から観察して、客観的に抽象的に必要であり得べきかどうかの基準によって決すべきもの」（最判昭和27.2.15民集6-2-77）として、目的の範囲内であるとした。次に、金員の預託を受けることが相互保険会社（中間法人）の目的の範囲内であるかが争われた事件で、相互保険会社の権利能力については会社の権利能力に準じて判断すべきであるとした上で、「生命保険事業を営むことを目的とする会社であっても、時に金員の預託を受けることの如きは、これを客観的抽象的に見て、会社目的の遂行に必要な行為となりうると解するのが相当」であり、上告理由のように「上告会社の目的に現実には必要でなかったとしても、会社目的の範囲内に属するものということを妨げない」（最判昭和30.11.29民集9-12-1886）とし、直接に目的にかかわりがなくとも客観的抽象的に目的の遂行に必要な範囲行為であればよいという考え方が固まったと言えよう。

しかしそれは取引行為についてであったが、「八幡製鉄政治献金事件」で最高裁は、この基準を敷衍して、政治献金もまた会社の目的の範囲内とした。す

なわち、「その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含される」とし、その範囲の判断基準も「行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければなら」ず、「会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の権利能力の範囲に属する行為である」(最大判昭和45.6.24民集24-6-625)。客観的抽象的に観察しても目的の範囲内でない場合は論理的にはありうるはずであるが、実際の例は見られない¹⁴⁾。

非営利法人の場合

営利法人たる会社の場合、目的との関連性がかなり間接的であっても目的の範囲内とされるのに対して、非営利法人の場合には目的とのより直接的な関連性が要求されている。例えば、組合員以外への金員貸付が禁止されている農業協同組合(中間法人)が、本来の事業である集荷費用の貸付けを行い、後日これを金銭消費貸借契約に改めた(準消費貸借契約締結)事件では、「農業協同組合が、その経済的基礎を確立するため、りんごの移出業者との間に同人らをして集荷せしめたりんごの委託販売を受け所定の手数料を受くべき旨契約を締結し、同人らに集荷に要すべき資金を貸し付け、後日その帳尻を準消費貸借に改めたことは、借主が組合員でなくとも、特段の事情の認められない限りは、少なくとも右組合の事業に付帯する事業の範囲内に属するものと認めるを相当」(最判昭和33.9.18民集12-13-2027)としつつ、他方で、「農業協同組合の組合員以外の者への貸付けにおいて、それが組合の目的と全く無関係のものであり、したがって、定款に違反するということを双方が承知してなされたときは、右貸付けは組合の目的範囲内に属しない」(最判昭和41.4.26民集20-4-849)として限界を示している。

なお、公益法人が収益事業を行えるかどうかに関する民法上の定めはない。民法34条の「営利ヲ目的トセザルモノ」からは営利を目的としないとみられる範囲で(構成員に利益を分配しない範囲で)収益事業も可能であるとも解釈できる。私立学校法26条は学校法人に、宗教法人法26条は宗教法人に、社会福祉

事業法25条は社会福祉法人に、収益を目的事業の経営に充当することを条件に収益事業を認めている¹⁵⁾。

政治献金については、注目すべきことに「南九州税理士会政治献金事件」が目的の範囲外とした。この判例は、会社についての「八幡製鉄政治献金事件」判決を肯定しつつ、しかし、税理士会の特殊性を、「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員の行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の前記のような監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない…税理士会は、以上のように、会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである」と説き、結論的に、税理士会の行う政治献金について、「税理士会が前記のとおり強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的に脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である…政党など規制法上政治団体に対して金員の寄附をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断などに基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである…公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり…税理士会がそのような活動することは、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規制法上政治団体に対して金員の寄附をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法49条に定められた税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない」と

説く（最判平成8.3.19民集50-3-615）。この判決が、税理士会が強制加入であることから、その構成員の思想・信条の自由と税理士会との対立矛盾関係を生じ得ることを理由に政治献金自体を目的の範囲外としたことは非常に重要である¹⁶⁾。

極めて抽象化すれば政治献金も支援金の寄付も、金銭の贈与契約に違いないが、判例は個別に考えている。阪神淡路大震災に被災した司法書士会（団体の性格としては税理士会に準じよう）に対して復興支援金を拠出するために、登記申請事件一件当たり50円の復興支援特別負担金の徴収を行うとした司法書士会の決議の有効性が問われた「群馬司法書士会阪神大震災復興支援事件」で、第一審の前橋地判平成8.12.3判タ923-277は、基本的に「税理士会政治献金事件」判決に依拠し、司法書士会構成員の思想、良心の自由との関係で、支援するかどうか、どのような方法によるかは構成員個々人が自主的に判断すべき事柄であるとして、目的の範囲外であるとした。しかし、上告審は異なる見解をとる。すなわち、「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが（司法書士法14条2項）、その目的を達成する上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に組まれるというべきである。そして、3000万円という本件拠出金の額については、それがやや多額にすぎるとはならないかという見解があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付が上告人（群馬司法書士会）の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない...そうすると、上告人は、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情のある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである。」そして本件の拠出方法には、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がないとした。政治献金とは区別して一定の人道的支援の場合は司法書士会の目的の範囲内であり、だとすれば特段の

事情のない限り多数決をもって決定することができるという¹⁷⁾。ただし、なお
拠出金の額や拠出方法によって無効ともなり得ることを示したものである¹⁸⁾。

4 小括

「八幡製鉄政治献金事件」判決は、「会社も、自然人と同じく納税者として、また憲法第三章の適用によって政治的行為を為す自由を有する。政治資金の寄附もまさにその自由の一環である」と述べたために大きな議論を呼んだ。政治献金や寄附も含め、抽象的に会社の贈与契約と捉えた場合には、贈与の目的、動機によって法人の目的の範囲になったりならなかったりするの取引社会の安定を欠き、相手方にも不測の損害を与えるために認められないという考え方もある¹⁹⁾。しかし、政治献金や災害支援金を贈与一般に抽象化し、法人という人である以上は贈与ができるのは当然であるという思考パターンはあまりに形式的である。政治献金の問題は、取引社会の取引の安全とは離れた問題であり、政治社会での問題である点で災害支援金と同一視することもできない²⁰⁾。けれども、議論があるのは政治献金や災害支援金のようかなり特定された事例であって、会社については「通常の」取引の領域では目的の範囲は広く解釈されており、それで異論もなく、非営利法人についてより制限が伴うことについても異論がないといえよう。

法人の名誉保護の程度

1 問題の所在

法人の名誉保護については、いくつかの論点が考えられる。第一に、名誉もまた人格権の一つであり、また、侵害された結果、損害賠償請求権や差止請求権が帰属するには法人格（権利能力）が必要なわけであるから、法人格のない団体にも名誉が認められるのかという問題がある。第二に、社員や従業員など広く法人を構成するが、その活動に携わっている個人の名誉とは別に法人の名

誉というものが観念できるのかという問題である。第三に、法人の名誉侵害が観念できるとして、その保護の程度は自然人と同一と考えてよいかどうかである。第四に、名誉侵害が生じた場合に付与される法的救済内容は自然人と同一なのかという問題である。つまり、法人にも慰謝料請求が認められるのかという問題である。

第一の点は、あまり論じられてはいないが、法人格の有無とそれが享受する人格権とは区別されているとみることができよう。法人格を持っている団体であるからといって当然に人格権が認められることにはならないし、法人格がない団体だから人格権が否定されるわけでもない²¹⁾。むしろ、団体としての組織、活動の実態が、団体の名での固有の社会的評価を創出できているかどうかという実質が問われているように思われる。下級審はそうように受けとめているし、最高裁も、政党の名誉毀損が問われた事件で、法人であると否とを問わず名誉保護が認められることを明言した²²⁾。なお、民事訴訟法29条では、法人でない社団や財団であっても、代表者や管理人の定めのあるものであれば、その団体の名で訴え又は訴えられることができる。第二点については、法人固有の名誉を認めることを前提としていることになる。判例は、名誉感情侵害（侮辱）と名誉侵害を区別しており、後者の意味での名誉侵害は客観的な社会的評価の毀損である（最判昭和45-12-18民集24-13-2151）。会社が悪い評判を立てられて事業遂行上支障が生じたり、顧客や取引先、従業員を失うことは考えられるし、公益的な法人では、それによって財産的な損害が発生することは会社の場合よりは少なくとも活動自体に支障が生じることは大いに考えられ得るのである。このような考え方に立てば、財団についても名誉保護を認めることは問題がない。

営利であれ非営利であれ、その経済的又は社会的活動が幅広ければ、団体の組織や活動のあり方に対する社会の関心も高く、また、団体の組織や活動のあり方について社会的評価と批判にさらされなければならない。そこで問題になるのは、団体に名誉保護を認めるにしてもどの範囲で認めるべきなのかという

ことである。また、団体固有の活動によって創出された名誉が考えられるにしても、団体は自然人のような精神を持たないわけだから、精神的苦痛に対する慰謝料まで認めるのかという問題が存在する。この二つの問題について、若干触れておきたい。

2 団体の名誉

(1) 法人格の要否

法人に名誉が認められることについては全く異存ない。医療法人については、最判昭和39.1.28民集18-1-136「財団法人代々木病院事件」、最判昭和58.10.20判時1112-44「医療法人十全会事件」は、名誉毀損行為の違法性阻却を認めた原審に対する上告を棄却しており、論理的には、医療法人に対する名誉侵害の成立を前提としていた。この他、下級審レベルでは、様々な法人に広く名誉保護が認められている。宗教法人（東京地決昭和42.10.13下民集18-9 / 10 - 995「創価学会事件」）、会社については、出版社（横浜地判昭和49.6.15判時760-79）、大手洗剤会社花王石鹼（東京地判昭和54.12.12判時919-23）、魚介類販売業者（名古屋地判昭和57.1.22判時1046-93）、ボクシング興業会社（東京地判昭和62.11.24判時1270-99）、宅地造成会社（大阪地決昭和63.8.17判時1315-98）、第一相互銀行（東京地決昭和63.10.13判時1290-48）、華道流派関係出版社（京都地判平成2.12.20判タ752-188）、ゴルフクラブ（東京地判平成3.11.27判時1435-84）、三越百貨店（東京地判平成4.7.28判時1452-71）などがある。

他方、法人格のない団体についても名誉が認められるのかについて、最高裁判例レベルでは、自由民主党が共産党を批判する意見広告を産経新聞に掲載したのに対し、共産党から名誉毀損に基づく訴えがあった事件で、法人格のない政党の名誉毀損を判断する前提として次のように説いた部分が重要である。すなわち、「言論、出版等の表現行為により名誉が侵害された場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）と表現の自由の保障（同21条）とが衝突し、その調整を要することとなるのであり、この点については被害者が個

人である場合と法人ないし権利能力のない社団、財団である場合とによって特に差異を設けるべきではないと考えられる」(最判昭和62.4.24判時1261-74「産経新聞意見広告事件」)。法人格がないものについては、政党のほか、国労(大分地判昭和62.3.18判時1239-107)、国鉄千葉動労(東京地判昭和62.10.26判時1254-82)、事業者団体の紀南砂利生産組合(和歌山地裁新宮支判平成元.11.28判時1351-84)などがある。

(2) 団体構成員との関係

団体の名誉と団体構成員の名誉との関係はどのように捉えられているのだろうか。かつて、法人や団体の名誉を認めるに当たって、例えば、団体の代表の精神的苦痛を団体の精神的苦痛とみなす見解²³⁾があった。現在でも、法人擬制説の立場から、法人構成員の精神的苦痛の団体化を根拠とする見解²⁴⁾がある。しかし、先述のように、学説の多くは法人や団体自体の名誉を想定していると思われる。下級審判決からもそのような傾向がうかがえる。例えば、個人貿易会社の名誉毀損で、会社と会社代表双方から加害者に対して慰謝料が請求された事件で、この会社が個人会社であることから、法人に対する名誉毀損がその代表に対する名誉毀損にもあたるとしたものがある(大津地判昭和56.8.31判タ453-130)。理事の名誉毀損を会社の名誉毀損とみなす考え方とは逆の発想であり、会社自体の名誉毀損の存在が前提となっている判決である²⁵⁾。他方、地方新聞社による私有地払い下げに関する疑惑報道で関係するとされた建設会社が損害賠償請求した事件では、「原告において昭和35年以来の個人経営企業を法人化して会社設立に及んだものであり、その経営は個人経営の頃以来引き続き原告の手腕と信用によって維持されてきたと認められ...原告会社の財産的側面を離れた無形の評価、信用との関係では、原告個人の名誉と別個の無形の損害を認め得ない」とする(大阪地判昭和59.7.23判時1165-142)。こちらは、法人としての社会的信用の実績(実体)がないことから、法人に対する名誉毀損を否定している。このように、法人や団体の名前で築き上げられた社会的信用の毀損の有無が実質的に判断されている。

(3) 権利保護の程度

これらの法人や団体の名誉毀損が成立するためには、表現の自由との調整のために確立している違法性阻却判断をクリアしなければならない。最高裁は、事実の摘示による名誉毀損の場合、最判昭和41・6・23民集20-5-118以来、刑法230条の2の規定を参照しつつ、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが立証された場合または真実であると信じるに相当の理由があると認められる場合に免責を認めてきた²⁶⁾。この違法性阻却事由の具体的判断の際に、法人や団体の種類(医療法人や政党、マスコミ)、社会的経済的地位の大きさ(大企業、公益法人等に対する社会的関心の高さ)に従って、報道などの表現行為が「公共の利害に関する事実に係る」ものとして違法性阻却される傾向がある。私人であっても選挙で選出される公人など一定の社会的地位にある者に対しては、名誉侵害の成立が一般の私人よりも限定的である。法人や団体もその名前で独自の社会的信用の保護が問題となるようなものは、相応の社会的関心の下にあり、社会的評価や批判につねにさらされるべき立場にあると言えるから、法人や団体の名誉保護の範囲は一般私人よりはより限定されたものになるというべきなのである²⁷⁾。

3 法人の慰謝料

民法710条は、他人の身体、自由又は名誉を害したる場合と財産権を害したる場合とを問わず709条の規定によって損害賠償責任を負う者は「財産以外の損害」に対しても賠償責任があると定めている。「財産以外の損害」に対する責任とは精神的苦痛に対する損害賠償(慰謝料)であると従来は考えられてきた。そこで、法人や団体の名誉毀損が制約を伴った形にせよ認められるとして、名誉毀損の効果として自然人には認められる慰謝料が法人や団体にも認められるのが問われた。言うまでもなく、法人や団体には精神的苦痛が「考えられない」ためである。この問題について、前出の最高裁「財団法人代々木病院事件」判決は710条について次のような解釈論を展開して慰謝料を肯定した。

「民法710条...の文言は判示のようにいわゆる慰謝料を支払うことによって、和らげられる精神上的苦痛だけを意味するものとは受け取り得ず、むしろすべての無形の損害を意味するものと読み取るべきである...数理的に算定できるものが、有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である...その顕著な事例は判示にいうところの精神的苦痛を和らげるであろう所の慰謝料の支払いの場合である。しかし、無形の損害に対する賠償はその場合以外にないものというべきではない...そこで、判示にいわゆる慰謝料の支払いをもって、無形の損害以外に、いったい、どのような無形の損害があるのかという難問に逢着するのであるが、それはあくまで純法律的観念であって、前示のように金銭評価が可能であり、しかもその評価だけの金銭を支払うことが至当と認められるところの損害の意味に帰するのである。」最高裁の理由付けが、710条によって慰謝料が認められる場合を精神的苦痛以外に無形の損害が発生した場合に広げながら、無形の損害とは何かについては定義せず、結局は金銭賠償を認めるのが至当だと思われる時に損害の存在も認めるというような転倒した説明をしたため、当時、学説では種々の議論が巻き起こった²⁸⁾。

現在の学説では、法人や団体には、損害賠償法上の救済手段としては謝罪広告のような原状回復請求（723条）のみを認めればよく、慰謝料を認める必要はないという考え方もある²⁹⁾。しかし、学説は、団体の精神的苦痛まで擬制することは否定的であろうが、無形の損害論を受け入れるのかどうかについてもまた曖昧なまま、慰謝料請求を容認しているというのが現状ではなだろうか。現実の請求事例を見ても、慰謝料請求が伴わないケースはごく稀である³⁰⁾。

4 小括

法人格の有無にかかわらず、団体一般に社会的信用としての名誉の保護が認められる。法人や団体の名誉が理事や構成員の名誉とは別個に観念されていると考えられるが、個人会社のような場合にはそれぞれ個別に認める実体がないゆえに、その必要性が否定されることがある。法人や団体の組織や活動が「公共の利害に関する事実に係る」傾向が強いため、侵害行為の違法性が阻却され、違法な名誉侵害が成立する範囲は限定される。自然人の場合よりも享受できる個別的な人格権の範囲が狭い上に、その享受が認められる名誉をとってみても限定的だということである。さらに、救済手段として慰謝料を認めることには議論がある。判例や学説の多くは慰謝料（金銭賠償請求）を否定しないが、しかし、自然人の精神的損害に対する賠償と同質のものと見ているわけではない³¹⁾。

結びに代えて

民法は「人」として自然人と法人を認めている。法人が、売買契約や賃貸借契約、金銭消費貸借契約などの取引主体として現れるときには、法技術的に自然人と同等の能力を有するものとする法人制度はよく機能している。しかし、政治献金というような参政権にも絡む問題領域では、法人も人であり、政治献金もある種の贈与であるからといって「法人のする政治献金」も「人のする贈与」と同様だとして抽象化して考えることは許されない³²⁾。

名誉の保護においても、法人格があるので当然に人格権の具体的な現れである名誉を享受するとは考えられていないし、保護すべき実体が探り当てられたとしても、その保護の範囲は自然人のそれよりも制約を受けているように見える。人格権の保護はそもそも財産権の体系である民法では、救済手段が体系的に整備されていない分野であり、今日なお判例や学説による法創造によるところが大きい。その際の権利主体の中心は自然人であり、財産取引関係では自然人とパラレルな主体性が認められる法人もこの分野では異なった取扱を受ける

のは当然であるかも知れない。むしろ、法人や団体の名誉（のようなもの）を保護する適切な制度が編み出されていないために、自然人の人格権、名誉、慰謝料請求といった既知の諸制度に法人や団体の保護も仮託されているようにも取れるのである。現在、名誉毀損の場合の慰謝料を「100万円ルール」から「500万円ルール」に上げることが提唱されたりしている³³⁾。これも自然人の名誉侵害事例を念頭に置いていると思われるが、法人や団体の名誉の場合にも同様の議論となるのかどうか検討が必要であろう。

小稿では、憲法学での法人の人権享有主体性の議論に対比させて、しかし、法人の自由の範囲や権利の範囲を目的による制限と名誉保護の側面から見たに過ぎない。今年度、私法学会では三たび法人論が取り上げられる³⁴⁾。そこでは、法人制度自体は既存のものとし、法人が行っている事業や社会活動をどのような形態と制度で行うのがより適切であるのか、あるいは、個人の活動を発展させる手段としての法人制度³⁵⁾という考え方も示されている。従来民法では論じられてこなかった、憲法上の結社の自由の延長線上に法人格の付与を位置付けようとする見解も主張されている³⁶⁾。新たな憲法学との論点の提起であるといえよう。

注

- 1) 大久保史郎『人権主体としての個と集団－戦後日本の軌跡と課題－』（2003年・日本評論社）151頁以下。佐藤幸治『憲法〔新版〕』（1990年・青林書院）385頁以下、辻村みよ子『憲法』（2000年・日本評論社）169頁以下、松井茂記『日本国憲法第2版』（2002年・有斐閣）308頁以下参照。
- 2) 覚道豊治『憲法〔改訂版〕』（1977年・ミネルヴァ書房）202頁。
- 3) 環境権の根拠を生存権に求める学説にあっては、その限りで法人にも生存権を認めなければならないだろう。松浦寛『環境法概説（改訂新版）』（1997年・信山社）59頁以下参照。
- 4) 平野裕之『民法総則』（2003年・日本評論社）57頁。
- 5) 海老原明夫「穂積陳重とultra viresの法理」ジュリ970号10頁、973号10頁、975号12頁。
- 6) 歴史的展開の詳細は、河内宏「民法43条・53条～55条」『民法典の百年』（1998年・有斐閣）1頁以下参照。

- 7) 川井健『民法概論 1 第 2 版』(2000年・有斐閣) 103頁。
- 8) 我妻栄『新訂民法総則』(1965年・岩波書店) 155頁。定款の目的は法人の存立根拠を示したもので、法人がその目的の達成のために行える目的の範囲内の行為はより広いと考える。
- 9) 五十嵐清他『大学双書民法講義 1 総則改訂版』(1981年・有斐閣) 107頁 [鍛治良堅執筆]。
- 10) 林良平編『新注釈民法 (2)』(1974年・有斐閣) 226頁 [高木多喜男執筆] 石田喜久夫『口述民法総則第二版』(1998年・成文堂) 122頁、近江幸治『民法講義 1 第 4 版』(2003年・成文堂) 111頁。
- 11) 星野英一『民法概論』(1971年・良書普及会) 132頁、川島武宣『民法総則』(1965年・有斐閣) 112頁、四宮和夫『民法総則第 4 版』(1986年・弘文堂) 102頁。
- 12) 上柳克郎「会社の能力」『株式会社法講座 (1)』(1966年・有斐閣) 86頁。
- 13) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法 [第 2 版]』(2002年・有斐閣) 57頁。会社の商号専用権 (商法19条) が目的の範囲を基準として定まるため、商号登記実務では目的の明確性と具体性を強く要求するという (同58頁)。
- 14) 河内・前掲注 6) 41頁。
- 15) 森泉章「公益法人における「公益性」と「収益性」」『民法の争点』18頁、能美善久「公益団体における公益性と非営利性」ジュリ1105号50頁。
- 16) 中島茂樹「憲法問題としての政治献金―「目的の範囲」条項と会社の政治献金―」立命館法学271・272合併号647頁、同『憲法判例百選 [第 4 版]』84頁。
- 17) 「南九州税理士会事件」では当該政治献金が構成員の思想・信条の自由を侵害することを理由に目的の範囲外という結論を導いたが、「群馬司法書士会事件」では、当該行為が会の目的の範囲内である限り多数決原理によってよいのであるから、(少数者や多数決に直接参加しなかった者の) 思想・信条の自由は侵害されないと読めるとされる (浦部法穂「団体の目的の範囲と構成員の思想信条の自由」判タ1108号7頁)。
- 18) 織田博子・私法判例リマークス2003年<下>13頁。その上で、反対の結論に立つ者もある。例えば、少数意見と同様に3000万円は過大であり、役員手当ての減額、事業の縮小を含めた見直し、旅費日常規定の見直しなどによって捻出できる600万円が目的の範囲内として相当であって、構成員からの強制的な寄付に頼らざるを得ないその余の部分は目的の範囲外であるという見解もある (河内宏「法人の寄付について」判タ1108号12頁。また、そもそも、会員の金銭が使われると言う点では、会費として徴収するか特別の目的のために徴収するかは質的差異がなく、集め方の違いに過ぎないとする者もある。山田創一「群馬司法書士会震災復興支援金事件の再考察判決の意義とその問題点」判タ1108号17頁)。
- 19) 内田貴『民法 [第 2 版補訂版]』(2000年・東京大学出版会) 235頁。
- 20) 山田創一「政治献金と法人の目的の範囲―アメリカにおける政治資金規制を素材として― (二・完)」山梨学院法学論集43号 (1999年) 49頁以下参照。

- 21) かつては、宗宮信次『増補名誉権論』(1939年・有斐閣)317頁のように、法人格と人格権を結びつける見解もあった。団体に法人格がない以上、構成員の個々の権利侵害を問題にする以外ないという。
- 22) 最判昭和62.4.24判時1261-74。森泉章「法人・集団の人格権」『現代損害賠償法講座2』(1972年・日本評論社)131頁以下。
- 23) 長谷部茂吉 ジュリ185号5頁。
- 24) 澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為[第2版]』(1996年・有斐閣)234頁。
- 25) 法人の名誉侵害が代表の名誉侵害にもなると言うことであれば(侵害行為が直接には代表者に向けられていないと言うことであれば)個人会社の代表との密接性から一種の間接被害者を容認したものと言える。
- 26) 特定の事実を基礎として意見ないし論評の表明による名誉毀損については、最判昭和62・4・24民集41-3-490、最判平成元・12・21民集43-12-2252、そして最判平成9・9・9民集51-8-3804が、昭和41年判決の発展形を採用しつつも、公共の利害に関する事実に係る表明であることを免責の一要件としている。
- 27) 拙稿「法人・団体の名誉毀損とその公共性」立命館法学231/232号(1994年)1338頁参照。
- 28) 拙稿「「団体の慰謝料請求権」再考(一)」立命館法学266号(1999年)811頁以下参照。
- 29) 潮見佳男『不法行為法』(1999年・信山社)260頁。
- 30) 例外に、1995年に地下鉄サリン事件を引き起こしたオウム真理教を承継し、アレフと称する宗教団体が毎日新聞を相手取って謝罪広告の掲載を請求した事件(東京高判平成13.4.11判時1754-89)がある。拙稿・判例評論518号2頁参照。
- 31) なお、ドイツにおいても法人や団体の名誉毀損は人格権侵害の一つとして不法行為たり得るが、判例は法人格のない人的会社については会社自体の慰謝料請求は認めず(BGH1980.7.8, BGHZ 78, 24)。他方、宗教法人については人的会社に関する判例を引いて法人格のある宗教団体の場合は事案が違くと述べて慰謝料を肯定している(BGH1980.9.25, BGHZ 78, 274)。拙稿「「団体の慰謝料請求権」再考(一)」立命館法学266号(1999年)819頁以下参照。
- 32) 大久保・前掲注1)155頁。
- 33) 塩崎勤「名誉毀損における損害額の算定について」判タ1055号4頁、司法研修所平成13年度損害賠償事務研究会結果要旨「損害賠償請求訴訟における損害額の算定」判タ1070号4頁参照。
- 34) 能美善久ほかによる2003年度日本私法学会シンポジウム「団体論・法人論の現代的課題」資料参照(NBL767号8頁以下)。
- 35) この点について、能美善久「団体—総論—」ジュリ1126-48頁以下も参照。
- 36) 大村敦志「「結社の自由」の民法学的再検討・序説」NBL767号54頁以下。

